

道路・河川・海岸・公園 ボランティアに参加しませんか

三重県が管理する道路・河川・海岸・公園でボランティア活動をしていただいている団体には、助成制度があります！

道路・河川・海岸・都市公園 美化ボランティア活動助成（推進）事業

草刈り、清掃等が対象です。県からは、軍手やゴミ袋などの物品の提供、活動中の事故に備えた保険料の負担をさせていただきます。

ふれあいの道事業

軍手やゴミ袋のほか、草刈機等の必要な物品を提供します。また、保険料の負担や、活動場所に活動をPRする看板を設置します。

委託事業

県と委託契約を結び、委託料をお支払いします。県が管理する道路・河川・公園で、草刈り面積1,000㎡以上が対象です。

フラワーオアシス推進事業

河川での花木の植栽活動を助成する制度です。県から苗・種子・肥料を提供します。

詳しく知りたい！

制度の詳細は、県ホームページをご覧ください。下記の各地域の県建設事務所までお問い合わせください。

道路・河川・海岸 「三重 ボランティアに関する情報」で検索

<https://www.pref.mie.lg.jp/DOROKI/HP/06639006240.htm>



都市公園 「三重 都市公園」で検索

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOSHIKI/HP/17346018188.htm>



お問い合わせは各地域の県建設事務所までお願いします。

桑名建設事務所 0594-24-3662

伊勢建設事務所 0596-27-5205

四日市建設事務所 059-352-0667

志摩建設事務所 0599-43-9627

鈴鹿建設事務所 059-382-8683

伊賀建設事務所 0595-24-8210

津建設事務所 059-223-5203

尾鷲建設事務所 0597-23-3527

松阪建設事務所 0598-50-0579

熊野建設事務所 0597-89-6141

■ 制度のあらまし ■

	道路・河川・海岸・都市公園 美化ボランティア活動助成(推進)事業	ふれあいの道事業
対象場所	県が管理する道路、河川、海岸、都市公園	除草計画区域内（各地域の県建設事務所に お問い合わせください）
対象団体	住民団体、ボランティア団体等	10名以上の住民団体、ボランティア 団体等
対象作業	草刈り、清掃等	草刈り、清掃等
最低延長、面積	制限なし	延長500m以上 （250m以上の場合あり）
活動回数等	回数制限なし	年3回以上、3年以上の継続
保険の有無	傷害・賠償責任保険あり（県で一括加入）	傷害・賠償責任保険あり（県で一括加入）
県からの支援	ゴミ袋、軍手等の物品の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ袋、軍手、草刈機等の物品の提供 （初年度10万円、次年度3万円、以降は 次年度の翌年度から起算して3年目ごと に3万円が上限額） ・PR看板の設置

	委託事業	フラワーオアシス推進事業
対象場所	除草計画区域内（各地域の県建設事務所に お問い合わせください）	県が管理する河川の高水敷
対象団体	自治会、住民団体、ボランティア団体等	住民団体、ボランティア団体等
対象作業	除草	花木の苗の植栽、種子まき等
最低延長、面積	除草面積1,000㎡以上 （100㎡以上の場合あり）	制限なし
活動回数等	年1回の除草	回数制限なし
保険の有無	なし（委託料に保険料が含まれていますの で、各団体でご加入いただきます）	なし
県からの支援	委託料の支払い	花木の苗、種子および肥料の提供

三重県庁 担当課 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部 道路管理課 059-224-2675（道路）

河川課 059-224-2686（河川）

港湾・海岸課 059-224-2700（海岸）

都市政策課 059-224-2706（公園）